

だいしんビジネスインターネットバンキング ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについては

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、だいしんビジネスインターネットバンキングの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます）の認証を行うサービスをいいます。

本サービスを利用する場合は、だいしんビジネスインターネットバンキング利用規定第2条第4項および第5項に定める利用者ワンタイムパスワードは利用できないものとします。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、だいしんビジネスインターネットバンキングを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能（以下、「トークン」といいます。）が必要となります。利用可能なトークンはハードウェアトークンのみとします。

ハードウェアトークンとは、当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式をいい、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込および利用開始

ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

新規契約に伴い、当金庫からご契約先宛にハードウェアトークンをお渡しします。

ご契約先はだいしんビジネスインターネットバンキングの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン受領後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、だいしんビジネスインターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用制限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きにより当金庫に返却、またはお客様の責任において破壊のうえ廃棄してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、ハードウェアトークンを失ったとき、ハードウェアトークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。
2. 前項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫はハードウェアトークンを再発行のうえ、ご契約先に交付します。
3. 前項によりハードウェアトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 手数料

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下、「本サービス手数料」といいます。）をいただきます。
2. 当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
3. 当金庫は本サービス手用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に交付する際に、交付上の事故等金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンの管理について、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はだいしんビジネスインターネットバンキングの利用を停止します。だいしんビジネスインターネットバンキングの利用を再開するには、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
5. ハードウェアトークンは、原則、ご契約先へ郵送させていただきます。ハードウェアトークンを郵送するときに、ご契約先の届出住所が不正確、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠った等により、受取りができない場合は、本サービスは使用できなくなり、「だいしんビジネスインターネットバンキングサービス第14条4項⑪」の規定により本サービスを解約させていただきます。

なお、ご契約先からの依頼と当金庫が承諾した場合にかぎりハードウェアトークンを手交させていただきます。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ等の事由でお取引の取扱が遅延または不能

となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、だいしんビジネスインターネットバンキングサービスの解約に付随して、解約されるものとします。
2. ご契約先が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
4. 第1項から第3項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。

第10条 譲渡・質入等の禁止等

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することはできません。また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、だいしんビジネスインターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、定期性総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに一般当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
2. 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和 5 年 2 月 1 日改正) ”